答弁第二〇七号平成十八年十二月十五日受領

内閣衆質一六五第二〇七号

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋三

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員糸川正晃君提出臨床心理士の国家資格化に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

1について

資格を持った専門家を活用することについては、 度に専門的な知識及び経験を有する者の配置を推進することが重要であると認識している。 ける教育相談に係る体制を充実させるため、スクールカウンセラーとして児童生徒の臨床心理に関して高 討状況を注視しつつ、 に対する心理カウンセリング、保護者及び教職員に対する子どもへの接し方についての助言等の学校にお 文部科学省としては、 関係各方面の意見を踏まえ、 いじめ、 不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、 関係議員連盟等における国家資格制度の創設に関する検 検討してまいりたい。 その際、 児童生徒 国家

2について

おらず、 る検討状況を注視しつつ、 臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、 結論が出ていないところであるが、 関係各方面の意見を踏まえ、 引き続き関係議員連盟等における国家資格制度の創設に関す その業務範囲等について関係者間の意見が一致して どのような対応が可能であるか検討してまいりた